

被害者参加制度についての意見

性暴力禁止法をつくろうネットワーク

平成20年12月に施行された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により導入されるなどした様々な制度は、それまで刑事訴訟において、被害者が単なる証人や部外者のように扱われ、十分に保護されず、参加することができなかった状況を大きく改善したものとして、評価できると考えています。被害者参加制度を利用した被害者の皆さんは、概ね参加できたことに満足されていると思われまふ。今後もこの制度を更に被害者の人権を尊重する方向で進めていただくことを希望します。以下、個別の事項についての意見です。

①心情の意見陳述の対象者の範囲の拡大について

- ・意見陳述ができるのは、被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹）ですが、性犯罪事件の場合、本人は意見陳述を希望しなくても、家族が希望することがあります。また、婚約者が意見陳述を希望することもあるので、対象者の範囲をかかゝる限度で拡大することをご検討いただきたいと思います。ただ、家族や婚約者等が希望する場合でも、被害者自身が代理での意見陳述を希望しない場合もあることから、その意思確認はていねいにする必要があることを付記します。

②被害者特定事項の秘匿制度について

- ・重要な保護規程であり、大切にす。
- ・条文上は、氏名、住所その他の被害者を特定する事項とあつて、例えば、運用上の具体例をもう少し公開してもらえると被害者は安心すると思ひます。学校、職場、被害場所、など。
- ・個別事件において、どこまで開示していいか、どれは秘匿するかを、被害者に確認する手続き・制度を導入していただきたいと思います。
- ・被告人側も了承する場合がありますが、公判で被害者を特定する事項を「うっかり」漏らしてしまう場合も少なくありません。意図的ではないかと思われることもあったので、きちんと注意してほしいと思ひました。
- ・秘匿事項について公開法廷で明らかにしてしまった場合について罰則規定を設けていただきたいと思います。

③被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の要件の緩和及び対象者の拡充について

・被告人や被告人側の証人がどのようなことを発言しているのかとても気にしていた被害者が記録のコピーを要求していましたが、裁判官が使っている等の理由で非常に時間がかかるので、工夫がほしいところです。

・謄写費用が1枚4－50円と高すぎる。

・現在、被害者参加する場合には、公判前に公判提出予定証拠が開示され謄写可能なようであるが、参加を迷っている場合や参加を予定していない被害者についても希望すれば開示・謄写できるよう制度化してほしいです。参加するかしないかで被害者が受ける利益（第1回期日前に予定証拠を閲覧できるか否か）が異なるのはおかしいですし、記録を見て初めて参加するか否かを決定することができる場合もあるからです。

④被害者参加制度について

・性犯罪にはそもそも利用しにくい制度です。これを利用できるようにするには、被害者参加人の国選弁護制度を利用しやすくしなくてはならないと思います。

・被疑者同様、被害者についても、起訴前（事件発生直後）から国選弁護士を付けることを可能とするべきです。公判前整理手続きに弁護士が参加できるようにしていただきたいです。

・被害者にとっては、被害感情に見合った求刑を被害者参加人弁護士に書いてもらえるのはある程度の納得はできるのではないかと思います。

・公判で、被害者参加人弁護士が被告人に尋問してほしいポイントなどを検察官にメモで渡したのに全く取り入れてもらえなかったことがありました。一方で、論告求刑を書く際に、被害者参加人弁護士の求刑の意見を大幅に取り入れてくれた検察官もいました。現場の検察官の意識によって対応が違ってしまふことは問題ではないかと思います。

・被害者は過呼吸発作を何度も起こしながら、心情の意見陳述をしていました。自分の受けた被害の深刻さや、自分は被害者であるということを訴えたかったのだと思います。

・判決にも影響があると思われるので被害者も参加を望むと思われます。

・捜査段階から弁護士・支援員などの付添が可能なような制度も考えてほしいと思います。

⑤損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度について

・資力がなく取り立てが困難な加害者に対する債務名義をとりあえず取得する方法として、印紙代の安価な損害賠償命令の制度は評価できるのではないかと思います。

・ただ、被告人が懲役刑になって収入もなくなったり、そもそも資力がない事件では、損害賠償を命じられても支払い能力がないということで、実際には被害者が支払いを受

けられない場合も多いと思われます。被害者に対する公的補償を充実すべきではないでしょうか。

⑥被害者参加人への旅費等の支給に関する検討について

- ・当然と思われます。
- ・学生で家族には知られないように裁判をしている場合は、アルバイトを休んで交通費をかけて公判に通うことは大きな負担になります。
- ・被害にあった場所や被告人の住所地が被害者の住んでいる場所と離れている場合もあるので、そういった場合の負担は大きいと思います。

⑦被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討について

- ・性犯罪は特に緩和すべきだと思います。性犯罪の被害者は、家族に言えなかったり、仕事を続けることが困難であったり、そのときは貯金等があっても、弁護士費用が大きな負担になりかねません。
- ・被害者が学生で、学費や留学費用としてアルバイト等を貯めていた貯金があるが、それを全部、弁護士費用で使ってしまうといけないのかと心配されていました。

終わりに

性暴力被害者は予測もしていなかった突然の性暴力被害によって、「それまでの自分は死んでしまった」と感じるくらい大きなトラウマを抱えます。被害のことは誰にも知られたくない、なかったことにしてこれまで通りの生活を送ろうと思っても、被害の記憶が突然蘇ったり、毎日のように悪夢を見るなどして、被害のことを忘れてたくても忘れることができません。自分が汚れてしまったと感じたり、それまで安全だと思っていた生活が一変し、外に出られなくなったり、電車に乗れなくなったりもします。不眠、パニック発作、リストカット、摂食障害などによって、仕事や学校に通うなどの日常生活が送れなくなる場合も少なくありません。

様子がおかしいと気づいた家族や友人・知人に問い質されやっとのことで被害を打ち明け、周囲の人間から勧められて警察に被害届を出すということもあります。また、加害者からの更なる被害を恐れて、身を守るために警察に訴えるという場合もあります。被害者にとっては、告訴を決意しても、被害のことを思い出し、被害について語ることは容易なことではありません。それでも警察に訴えるのは、加害者が罰せられることで、自分が被害者であるということが公に認められることによって、社会を信じ、生きて行ってもいいと思えるようになる、というようないわば「生存をかけた闘い」のような意味合いがあります。また、被害者にとって加害者に対する恐怖は根強く、加害者が刑務所に入っている間は少なくとも不安を減らすことができるという側面もあります。

しかし、一方で被害者にとって、被害を訴え、被害者参加をすることのハードルは非常に高いといえます。被害者は衝立があったとしても、加害者が同席した状態であると、「物音がした！あいつがいる！」とってパニックになったりします。そんな緊張状態の中で被害の状況を思い出すだけで過呼吸発作を起こし、何度も休庭したり、場合によっては救急車で搬送されるような場合もあります。打ち合わせのための検察庁、裁判のための裁判所に出向くことすら大きな負担を強いるので送り迎えが必要なこともあります。こういった状況から被害者参加を見送る被害者がいるのも当たり前といえます。

こういった性暴力被害者にとっての刑事裁判の意味合いについてご理解いただいた上で、被害者参加制度の更なる利用しやすさと、被害者参加制度を利用できない被害者の保護も合わせて検討をしていただければ幸いです。

以上